

令和7年度第3回埼玉県児童福祉審議会議事録

令和7年度第3回埼玉県児童福祉審議会

- 1 日 時 令和7年12月8日(月)～令和8年1月29日(木)
- 2 開催方法 書面開催
- 3 審議事項等
「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)対応方針(案)」について
- 3 出席委員(18名) ※委員長・副委員長以下50音順

田 口 伸 委員長	寺 菌 さおり 副委員長
新 井 康 之 委員	石 丸 靖 子 委員
浦 松 晶 委員	金 子 利 恵 委員
塩 澤 彩 華 委員	柴 崎 玲 子 委員
菅 原 文 仁 委員	関 根 信 明 委員
竹 内 由 紀 委員	長 根 亜 紀 子 委員
福 田 由 美 子 委員	保 角 美 代 委員
本 田 尚 美 委員	峯 眞 人 委員
横 溝 英 明 委員	若 山 清 和 委員
- 4 審議結果
「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)対応方針(案)」について、委員から意見・質問が出され、事務局から回答した。
※ 詳細は別紙「第3回埼玉県児童福祉審議会 各委員からの御意見・御質問等とその回答」のとおり

第3回埼玉県児童福祉審議会 各委員からの御意見・御質問等とその回答

内容	回答
対応方針については、異議はありません。子どもの育ちに有益な事業となるように、保育従事者の質の向上に努められるよう要望します。	御意見を踏まえ、乳児等通園支援従事者も含めた保育従事者の質の向上については、保育の質向上研修事業等の実施により保育の質の向上に努めてまいります。
すでに実施されている市において把握されている事業の課題等があれば、教えていただきたい。	「こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業の実施に関する調査研究(令和7年3月)」(こども家庭庁調査)の保育者に対するアンケートによると、「こどもが環境に慣れることが難しい(59.7%)」「こどもに関する情報量が少ないなか、保育者が日々のこどもの様子や特徴を把握することが難しい(55.0%)」「通常保育を利用しているこどもと試行的事業のこどもの経験の違いにより、同一の関わり方をすることが難しい(45.2%)」などが課題として挙げられています。
本制度は「すべてのこども」を対象としておりますので、病気や障害の有無にかかわらず、全ての子どもが対象であると思います。実施施設における障害児や医療的ケア児の受け入れ体制についてどのようなお考えなのか、また、具体的な体制が整っているのかについて伺いたいです。	こども誰でも通園制度において、障害児を受け入れる場合には、当該児童の障害の特性に応じた支援が可能な職員を配置するなど、適切な体制の整備が求められています。また、医療的ケア児を受け入れる場合には、看護師、准看護師、保健師、助産師、または喀痰吸引等研修を修了した認定特定行為従事者である乳児等通園支援従事者など、医療的ケアに対応できる職員の配置が必要とされています。
3枚目、対応方針(案)の『1.従事者の確保及び質の向上のために講ずる措置に関する事項について』の〇……その他従事者の確保に努める、とあります。おそらく、含まれていると思いますが、特に医療的ケア児等につきましては、看護師等の免許をもつ職員が必要であると感じました。	実施施設における具体的な受け入れ体制については、今後、制度の本格実施に向けて、障害児や医療的ケア児を含む多様なこどもたちが安心して利用できるよう、実施主体である市町村において体制整備を進めることとなります。
本事業を通じて子どもの育ちを支えると同時に、保育施設が保護者にとって安心できる場となり、本事業を利用することにより保護者が自分なりに成長を感じられる機会になることを期待いたします。	御意見を踏まえ、こどもと保護者の双方にとって意義ある制度となるよう、実施主体である市町村を支援してまいります。
令和8年度の本格実施にあたって、既に先行実施している7市の事例を生かして欲しい。	御意見を踏まえ、先行事例を生かしながら、より実効性のある制度となるよう、引き続き実施主体である市町村を支援してまいります。
ぜひ、進めてほしいです。	御意見を踏まえ、本格実施に向け、市町村と連携しながら進めてまいります。
対応方針(案)の文中、必要事項をどのように定めていくのか。	対応方針(案)に記載の「必要事項」につきましては、令和8年度から本格実施される「こども誰でも通園制度」の円滑な導入に向けて、国の基本的な指針に基づき、都道府県として定めるべき事項を整理したものです。県としては、対応方針(案)の「1 従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項」及び「2 教育・保育等との一体的提供体制に関する事項」について、今後、国の制度設計の動向や市町村の取組状況、市町村からの意見等を踏まえながら、必要に応じて内容の具体化や見直しを行い、市町村と連携して、必要な支援に努めてまいります。
こども誰でも通園制度は市町村へどのように周知し、実施する市町村への助言、指導をするのかについて確認します。	国からの連絡事項を市町村の保育担当課あてに適宜周知し、必要に応じて助言を実施し、支援しております。
従事者の確保が難しい中、確保に努めるだけでは方向性を示したにすぎないのではないかと。適切な運営が行われる様、より具体的な取組、子育て・子育て両面からKPIの設定、定期的な評価・公表、見直しのPDCAサイクルなどについて対応方針の中に位置付けてもらいたい。	御意見のとおり、乳児等通園支援従事者の確保が困難な状況においては、具体的かつ実効性のある取組を講じていくことが重要であると認識しております。本県においては、令和8年度の本格施行に先行して7市で開始されているところですが、現時点では県内全域でのニーズや課題の把握に至っておりません。まずは、事業が円滑に運営されるよう、国の指針で求められている実施の方向性を対応方針に位置付けることとしております。今後、ニーズや課題を把握しながら、必要に応じて、計画への具体的な取組の位置付けやKPI等の設定について検討します。
制度実施に必要な保育士等の確保や資質向上が重要だと考えますが、今回の措置に関するものに限らず、一般的に保育士の専門性の高さや重要性に照らして、給料等の待遇が良くないことに問題を感じます。保育士等の確保や資質向上のためにも、行政からの手当等により待遇改善をしていただきたいです。	国において、令和8年度の本単価(公定価格)については、令和7年度と比較して上昇させるなど、保育士等の処遇改善に向けた見直しが行われております。また、障害児加算、医療的ケア児加算、要支援児加算について充実を図るとともに、初回対応や家庭支援に係る加算について新設が予定されています。
「従事者について研修を行う体制を整備」とありますが、具体的にどのような研修を想定していますか？	従事者向けの研修内容については、国の「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」を踏まえ、こども家庭庁において、検討が進められているところであり、令和7年度末にその内容等が示される予定となっております。本県が実施する研修は、検討会等で示される内容を踏まえたものとするを想定しております。
こども誰でも通園制度によって保育や家族以外の人と関わる機会を提供できる事はいい制度だと思う。そのために、事業者側の説明会や従事者向けの研修は、意義や目的等を理解するために促進してほしい。	御意見のとおり、県としても、本制度の円滑な実施に向けて、事業者や従事者が制度の目的や意義を十分に理解し、適切に対応できるよう、説明会や研修の実施を進めてまいります。
利用時間は「月10時間」を上限としているが、いろいろな施設で利用した場合、どのようにして把握するのか。また、利用料が発生する場合、料金は事業者が設定するのか一律で決まっているのか。	こども誰でも通園制度総合支援システムにおいて把握することが可能です。また、利用料については、1時間あたり300円程度を標準として徴収することが可能と検討されております。
親子通園、広域利用(市町村の区域を越えて)は可能なのでしょうか。	可能です。なお、親子通園については、慣れるまでに時間のかかるこどもに対する対応として、利用の初期に取り入れることを可能としており、長時間継続状態や利用の条件になることがないように留意することとされています。
乳幼児期のこどもを社会全体で育てていこうとする「こども誰でも通園制度」は、こどもの成長・発達においても、良い影響をもたらすように思う一方で、多様なこどもを受け入れる保育士側の体制・負担が懸念されます。	御意見のとおり、多様なこどもを受け入れる現場においては、保育士等の体制や負担への配慮が重要であると認識しております。この点について、令和8年度からの公定価格において、障害児加算や医療的ケア児加算について充実が図られるなど、受け入れ体制の充実に向けた措置が講じられています。県としても、こうした加算制度の活用を促すとともに、保育士等が安心して多様なこどもと向き合える環境づくりについて、市町村と連携しながら、必要な支援に努めてまいります。
すでに今年度、実施している県内7市からの報告や、利用状況などの情報は挙がってきているのでしょうか。またそれらを共有していただくことはできますでしょうか。	今年度すでに実施している県内7市からは、国の調査等を通じて、利用状況などの情報が報告されています。特に、国が実施した「こども誰でも通園制度の実施状況」に関する調査結果については、こども家庭庁のホームページで公表される予定であり、共有可能な情報となっております。
対応方針として、従事者の確保を掲げていますが、現在減少傾向にある保育士の確保を具体的にどのような方法で行う予定でしょうか。	保育士の確保については、保育所や認定こども園等に勤務する新卒保育士への就職準備金の貸付や保育士宿舎借上補助事業、奨学金返済支援事業のほか短時間勤務を希望する潜在保育士への就職準備金の貸付や保育料貸付などを実施します。また、保育士以外の者が本制度に従事するための要件となる子育て支援員研修を実施してまいります。

議事の内容について、以上のとおりで相違ありません。

委員長 田口 伸

署名委員

委員 石丸 靖子

委員 本田 尚美